

令和4年6月16日

第2回定例会議案

(別冊2)

厚真町議会

報告第6号

所管事務調査報告について

各常任委員長から、別紙のとおり所管事務調査の報告があったので提出する。

令和4年6月16日提出

厚真町議会議長 渡部 孝樹

令和4年6月3日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

総務文教常任委員長 高田 芳和

所管事務調査報告書

令和4年第1回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る4月19日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第7.7条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(事務調査)

- ① 厚真高校活性化促進事業の取り組み状況と今後の予定について
- ② 厚真高校教育振興会補助金による効果について

2 主な説明内容

① 厚真高校活性化促進事業の取り組み状況と今後の予定について

1 厚真高校魅力化が必要とされる背景

(1) 胆振東学区道立高校配置計画

胆振東学区道立高校配置計画											
区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	令和4 ～10年 までの 増減	令和7 ～10年 までの 増減	
学区内中卒者数	1,706	1,743	1,662	1,698	1,696	1,662	1,614	1,599	▲107	▲99	
対前年増減		+37	▲81	+36	▲2	▲34	▲48	▲15			
苫小牧市中卒者数	(1,455)	(1,490)	(1,450)	(1,487)	(1,454)	(1,439)	(1,432)	(1,395)	▲60	▲92	
対前年増減		+35	▲40	+37	▲33	▲15	▲7	▲37			
	令和3年度の 学科及び募集学級数			R3 欠員	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7～10年度までの見通し			摘要
	普通	職業	計								
苫東	6		6	0				○4年間で公私比率勘案後1～2学級に相当する中卒者の減 ○これまでの定員調整の状況や学校・学科の配置状況などを考慮し、苫小牧市内及び苫小牧市周辺町において、再編整備を含めた定員調整の検討が必要 ○小規模校について、中卒者数やこれまでの進学状況、学校・学科の配置状況などを考慮し、在り方の検討が必要 ○地域連携特例校について、再編整備が留保された場合にあっては、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続して10人未満となった場合は、再編整備を進めることとしているため、本年度10人未満となっている高校については、生徒数の確保に向け、一層魅力ある高校づくりが必要			厚真の地域連携協力校
苫西	4		4	0							穂別の地域連携協力校
苫南	4		4	▲1							
苫工		工6	6	13							
総合経済		商3	3	0							
白老東	2		2	27							
厚真	1		1	13							
穂別	1		1	33							再編整備留保
追分	1		1	11							
鶴川	2		2	28							
10校	21	9	30	124							

(「公立高等学校配置計画(令和3年9月北海道教育委員会)」より抜粋)

中卒者数は減少し続けており、令和7年以降令和10年までの間で「再編整備を含めた定員調整の検討が必要」、「小規模校について、中卒者数やこれまでの進学状況、学校・学科の配置状況などを考慮し、在り方の検討が必要」、そして「地域連携特例校についても、第1学年の在籍者数が2年連続して10名未満となった場合は再編整備を進める」とされています。

(2) 厚真高校の生徒数の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1学年	23	40	24	15	34	27	23
2学年	37	20	31	18	13	31	23
3学年	28	38	20	28	17	12	29
計	88	98	75	61	64	70	75

3 厚真高校魅力化の必要性

小規模校である厚真高校については、在り方の検討が必要（高校配置計画）とされている中、現状のままでは入学希望者は減り続け、再編整備の対象となり、本町における高等教育機関として役割や機能が果たせなくなっていくことが懸念されます。

一方、全国では、地方の公立高校魅力化の先進事例が蓄積されつつあります。中には高校魅力化が地域振興・地方創生の一助となる事例も生まれており、「地域みらい留学」（地域・教育魅力化プラットフォーム）等、国がそうした流れを後押しする動きもみられます。

「ふるさと教育」や「英語教育」など特色ある小中一貫教育を推進する本町にとって、厚真高校の魅力化は義務教育諸学校の教育にもプラスの波及効果を与えることが期待されます。

4 厚真高校魅力化に向けた課題

新しい時代に対応した実効性の高い魅力化（本町ならではの特色化と持続可能な高等学校づくり）方策をいかに速やかに打ち出し、そして実行していくことができるかが課題です。

5 厚真高校活性化促進事業のこれまでの取組

（1）令和2年度の取り組み状況

- ① 高校魅力化を専門とするコンサルタントに指導・助言を委託（令和2年度補正）
- ② 厚真高校との協議を実施（3回）
- ③ 先進地視察（広島県立大崎海星高等学校 10月）

（2）令和3年度の取り組み状況

- ① 高校魅力化を専門とするコンサルタントに指導・助言を委託
- ② 公営塾スタッフの募集・採用（8月1日付け2名、翌年4月1日付け1名）
- ③ 厚真高校との協議を実施（公営塾スタッフは随時、町教委は月1回）
- ④ 先進地視察（新潟県立阿賀黎明高等学校 11月、愛媛県立三崎高等学校 11月）
- ⑤ 公営塾開設（12月から試行的、翌年1月から仮オープン）

6 取組による成果

（1）高校魅力化推進方策の立案

先行する国内の事例・実績から高校魅力化の有効な推進方策には大きく①「公営塾」②「独自性の高いカリキュラム」③「生徒による主体的な活動」④「全国募集を可能とする教育寮」の4本の柱があります。本町は①「公営塾」を起点に厚真高校の魅力化を進めることとします。

（2）公営塾スタッフ（地域おこし協力隊・教育魅力化支援員）の配置

（3）厚真高校と公営塾スタッフの連携強化及び関係性の構築

（4）公営塾の仮オープン（場所：スポーツセンターまたは本郷マナビィハウス）

（5）補習や資格、検定取得に向けた学習支援（教諭の補助）

7 厚真高校活性化促進化事業の今後（予定）

(1) 公営塾の正式開設（目標年度：令和4年4月）

運営体制を整備した上で公営塾の正式開設を進めます。

塾名「よりみち学舎」、場所「スポーツセンター会議室」または「本郷マナビイハウス」

(2) 教育課程（カリキュラム）の特色化（目標年度：令和4年度）

本町ならではの教育資源を活用した特色ある教育課程「総合的な探究の時間」の編成に向け、高校と協議・検討を進めます。

(3) 町内外へのPR活動（目標年度：令和4年度）

公営塾や特色ある教育課程など、厚真高校の魅力を町内外に発信し、入学者の確保を図ります。

(4) 地域が担う課外活動への挑戦（目標年度：令和4年度）

陸上競技・サーフィン等本町ならではの特色を活かしたスポーツを厚真高校の課外活動に位置付け、小～高一貫して地域が持続的に担うことができるよう体制の充実を図ります。

(5) 公営塾の整備（目標年度：令和4年度）

生徒により安心・安全、効果的な学び場を提供するため、施設整備の検討を進めます。

(6) 学生寮等の検討（目標年度：令和5年以降）

魅力化が進んだ先には、学区外はじめ町外からの入学希望者の受け入れも課題となってきます。町内の関係事業者等と連携し、学生寮または下宿の整備について検討を進めます。

② 厚真高校教育振興会補助金による効果について

② 厚真高校教育振興会補助金による効果

1 北海道厚真高等学校教育振興会補助金について

北海道厚真高等学校の存続を図ること及び同校の地域に根ざした特色ある教育活動の支援を目的に、北海道厚真高等学校教育振興会が要する事業に対して補助している。

2 補助対象経費

(1) 公共の交通機関を利用する通学生に係る通学費用及び下宿費用に係る経費

- ・通学費用：通学用定期券購入費用の5分の4（限度額：月額4万円）
- ・下宿費用：下宿に要する費用の2分の1（限度額：月額4万円）

(2) (1)の通学費用の補助金を受けていない町内通学に要する経費（片道2km以上）

- ・8月及び1月を除く10か月分
- 2km以上 5km未満 月額 2,000円
- 5km以上10km未満 月額 4,200円
- 10km以上15km未満 月額 7,100円
- 15km以上20km未満 月額10,000円
- 20km以上25km未満 月額12,900円

(3) 資格取得に係る検定経費（漢字検定・数学検定・実用英語検定・ワープロ検定等）

- ・検定料の4分の3

(4) 学校のPRや入学者確保のための学校案内の作成等に係る経費

- ・学校案内印刷代（パンフレット、ポスター）

(5) 田舎まつりへの参加や交通安全街頭活動など地域に根ざした教育活動に係る経費

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

- ・田舎まつり（ゆかた等洗濯代、ソックス購入代等）
- ・交通安全街頭活動（消耗品）

(6) 手話指導やインターンシップ等、特色ある教育活動に係る経費

- ・福祉指導講師謝金
- ・インターンシップ活動費（農業体験、米作り体験）
- ・スキー学習費
- ・バス借り上げ料
- ・タブレット端末購入

(7) その他厚真町教育委員会が補助を必要と認めた経費

- ・通信費（切手代、郵送代等）
- ・事務消耗品（封筒等）

3 決算状況（※令和3年度については見込み）

収入（単位：円）

科目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
町補助金	16,702,000	12,082,377	11,910,599	11,274,509	15,659,396
その他収入	34	8	21	37	28
繰越金	46,392	259,829	0	0	0
合計	16,748,426	12,342,214	11,910,620	11,274,546	15,659,424

支出（単位：円）

科目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
(1)(2)通学費用等補助費	15,065,184	11,380,920	10,312,792	10,067,688	12,391,216
(3)進路指導費	352,200	189,150	321,600	236,625	413,325
(4)広報活動費	659,664	557,064	786,144	810,040	810,260
(5)行事費	57,834	53,028	67,971	110,000	0
(6)教育活動費	328,818	141,448	400,917	32,357	2,027,727
(7)事務費	24,897	20,604	21,196	17,836	16,896
合計	16,488,597	12,342,214	11,910,620	11,274,546	15,659,424

4 入学者の状況（単位：人）

学校名等	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
厚真高校	40	24	15	34	27
町内生徒	5	6	2	2	4
町内生徒割合	12.5%	25.0%	13.3%	5.9%	14.8%
追分高校	40	32	26	32	29
町内生徒	13	9	11	6	3
町内生徒割合	32.5%	28.1%	42.3%	18.8%	10.3%
鶴川高校（2間口）	51	54	54	48	52
町内生徒	11	13	13	11	20
町内生徒割合	21.6%	24.1%	24.1%	23.0%	38.5%
穂別高校	17	24	11	10	7
町内生徒	6	12	4	5	5
町内生徒割合	35.3%	50.0%	36.4%	50.0%	71.4%
合計	148	134	106	124	115

5 卒業者の進路状況（単位：人）

種別等	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
進学	10	6	0	6	4
うち大学	3	0	0	1	0
うち短大	0	1	0	0	0
うち専門学校	7	5	0	5	4
進学割合	27.0%	30.0%	0.0%	35.3%	36.4%
就職	27	14	27	11	7
就職割合	73.0%	70.0%	100.0%	64.7%	63.6%
合計	37	20	27	17	11
合計割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

6 補助金による効果

(1) (2) 通学費用等補助費について

- ・ 苫小牧市や安平町から通学する生徒の通学費用の大幅な負担軽減が図られており、高校の存続を図る生徒数の確保に寄与している。

(3) 進路指導費について

- ・ 入学時には卒業後の進路として就職を希望する生徒が多く、実際に卒業後に就職する生徒の割合が高い（5の表参照）。
- ・ 資格取得に係る検定経費に補助があることで、生徒が資格検定に積極的になることができしており、令和3年度は生徒全員が何らかの資格検定を受けている。
- ・ 在学時に資格を取得することが、採用側の企業において在学時に勉学に励んだ証として見る傾向にあるため、就職活動に役立っている。
- ・ 過去5年間、進学・就職を合わせた割合は100%となっている。

(4) 広報活動費について

- ・ 学校案内（パンフレット・ポスター）による周知を図っているが、年度によって入学者数には変動が見られる。

(5) 行事費、(6) 教育活動費について

- ・ 地域行事の参加や農業体験や米作り体験等のインターンシップを通じて、地域との交流や地域に根ざした教育活動を展開することができる。

3 主な質疑・意見

① 厚真高校活性化促進事業の取り組み状況と今後の予定について

- ・生徒数の推移の中で不本意の入学が多いと思うが、辞めていく生徒達はどのような状況か教えていただきたい。
- ・小中一貫のふるさと教育や英語教育を進められていて、さらに高校へというふうに進進地の高校の取り組みを視察した中で、何を見てきたのか視察の様子を教えてください。
- ・先進地視察は、何名で誰が行ったのか。
- ・11月の視察は、一緒に視察に行ったということではなく、別の日に行ったということなのか。
- ・公営塾のスタッフをそれぞれ3名採用しているが、専門性はあるのか。
- ・授業が終わってから公営塾へ行くことになるが、その日によって時間帯・帰る時間も変わると思うが、1回にどのくらいの時間滞在しているのか。
- ・高校の魅力化で学力を中心にしていくのか、それとも就職に必要な技術関係・資格関係かの選択で、公営塾の運営の仕方が変わってくるが、そのへんの力点をどこにおくのか。
- ・生徒数が約100名将来的に減っていき、2クラスから3クラス減になるという部分で、苫小牧市と地方との関係についてどう考えているのか。
- ・陸上競技、サーフィン等についても指導者・交通の便の問題等があり、最終的に特色のある学校として存続するには特色のあるカリキュラムを作らなければ存続できないと思うがどうなのか。
- ・苫小牧市内からバスで通うとなるとかなり生徒の負担はかなりのもので、宿泊場所・寮・下宿が必要になると思うが、厚真高校の周辺でアンケート等を取った中で手をあげる人はどのくらいいるのか。

② 厚真高校教育振興会補助金による効果について

- ・令和4年度の地元の生徒、町内生徒数はどのくらいか、どのような資格を取得しているのか。
- ・資料の在学・生徒数の推移で、その数と卒業者の進路状況が一部合っていないがどうなのか。

令和4年6月3日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

産業建設常任委員長 下司 義之

所管事務調査報告書

令和4年第1回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る4月20日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(事務調査)

- ① 幌内環境整備事業の今後について
- ② 地域おこし協力隊インターン制度を取り巻く状況について

2 主な説明内容

① 幌内環境整備事業の今後について

事業の目的

厚真ダム・厚幌ダム周辺地域が持つ自然や親水景観環境を効果的に活用し魅力ある憩いの場を整備することにより町内外からの来訪者を誘導し、本町の観光振興と幌内地域の活性化を目的とする。

幌内環境整備事業計画箇所図



①幌内マナビィ前広場

主な整備概要

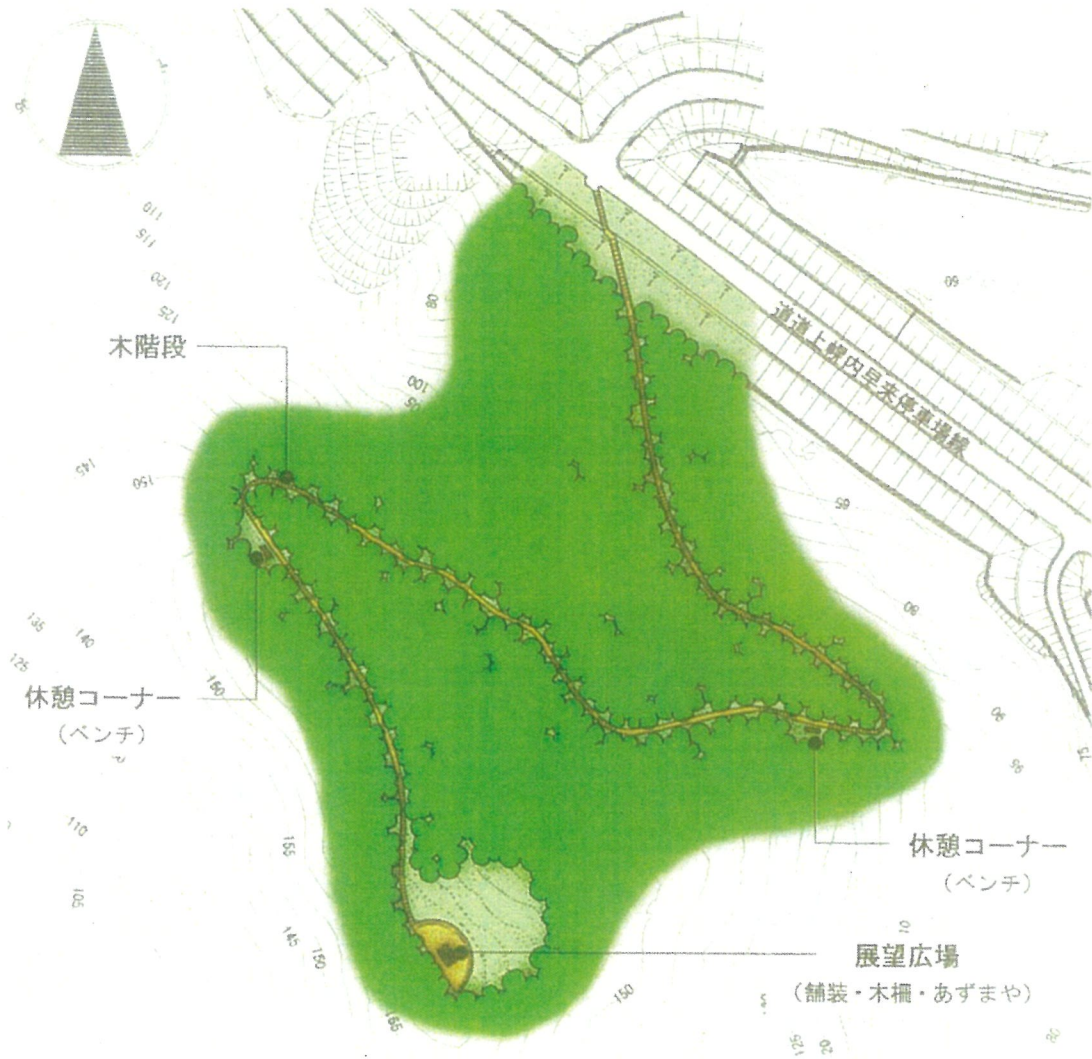
令和5年度から整備予定

- ・パークゴルフ場 (9ホール)
- ・トイレ



②厚幌ダム展望台

予定地が地震で崩壊したためこの場所で整備は不可能
整備の是非を含め抜本的な見直しが必要



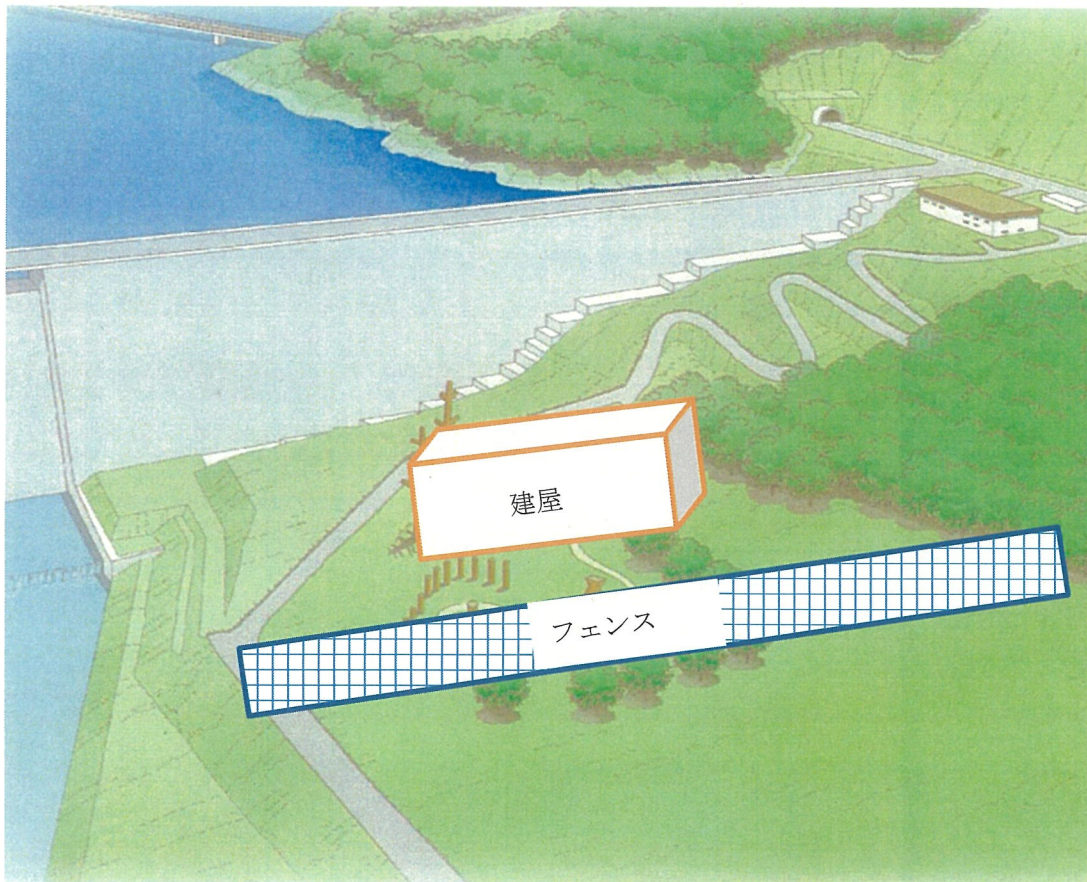
③多目的緑地広場

キャンプ場やイベントなど多目的な広場を構想としているが、景観形成を優先し、サクラや紅葉などの植樹を令和5年度から先行して実施する。



④厚幌ダム緑地広場

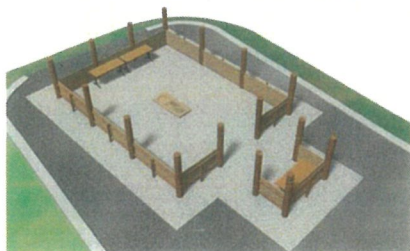
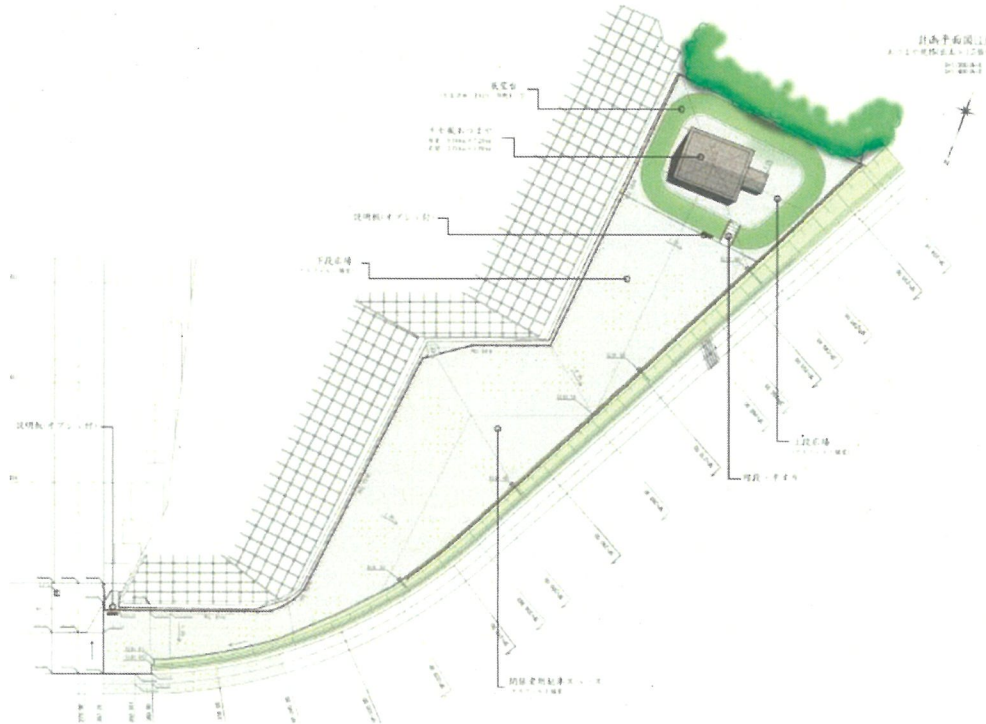
予定地には導水路施設が整備され狭小なため施設整備は行わず緑化程度とする。



⑤ダム湖眺望広場

広場はアスファルト舗装済み

チセ風あづまやを令和4年度整備予定（補正予算により）

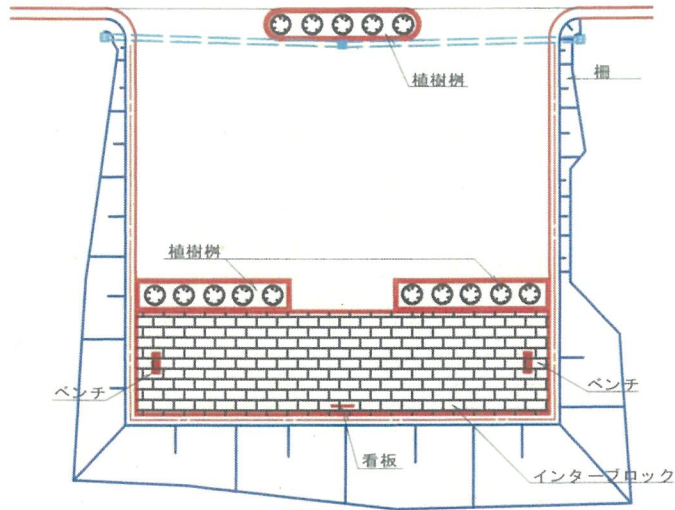


あづまやイメージ

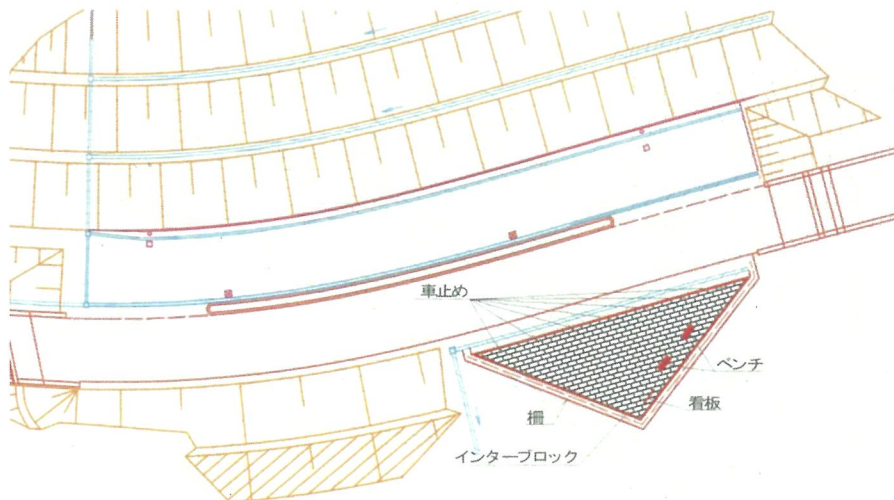
⑥展望広場・展望広場駐車帯

看板以外は完成済み

展望広場

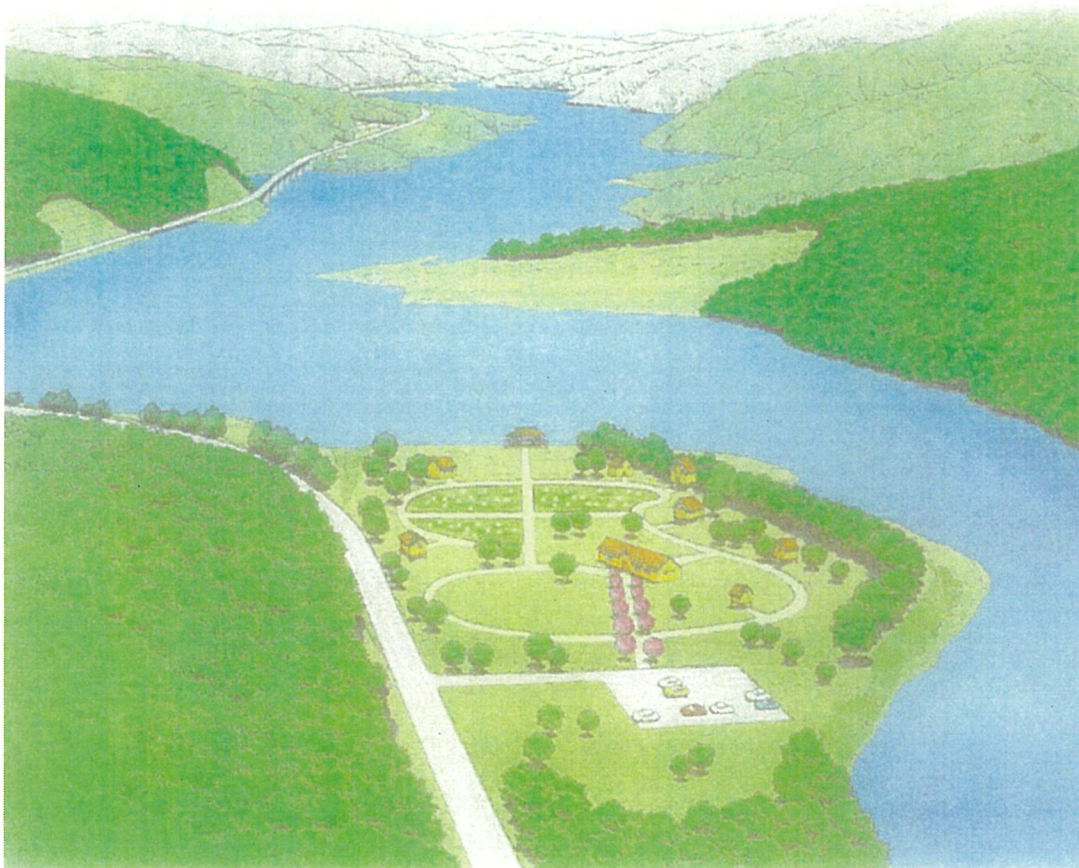


展望広場駐車帯



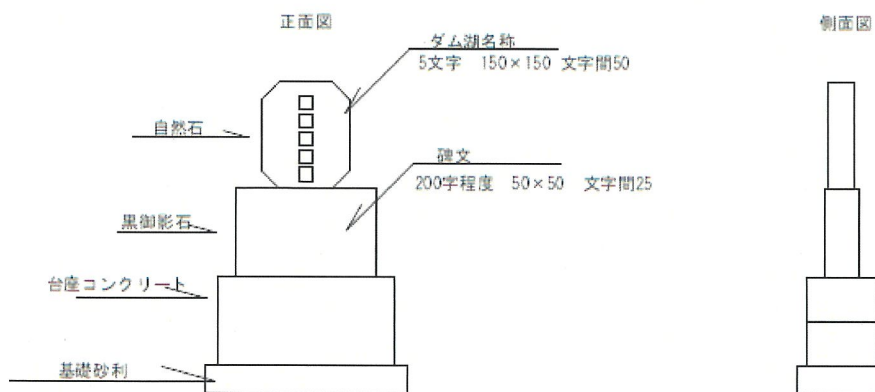
⑦厚真ダム広場

当面は緑化のみとし施設整備は行わない。



⑧管理棟横石碑

ダム湖の石碑を厚幌ダム管理棟の横に設置する。基礎は設置済み
移転住民の氏名や碑文などを石碑に記す（令和5年度以降を予定）



幌内環境整備事業の今後について(追加資料)

基本計画の検討事項

	箇所名称	基本計画	検討事項
①	幌内マナビイ前広場	神社前広場の整備 駐車場舗装、PG 場 便所、四阿など	計画どおり
②	厚幌ダム展望台	散策路、展望広場	予定地斜面が崩壊し、 予定地での整備は困難 抜本的見直しが必要
③	多目的広場	キャンプ場、イベント広 場、管理棟など	景観形成を先行し、詳 細内容は今後検討
④	厚幌ダム緑地広場	園路 オブジェ	導水路施設の建設によ り予定地狭小のため施 設整備は困難
⑤	ダム湖眺望広場	チセ風四阿	計画どおり
⑥	展望広場 2 箇所	ブロック舗装、柵、ベン チ、看板、植樹柵	計画どおり
⑦	厚真ダム広場	体験村、キャンプ場	予定地は復旧工事に使用 され震災で眺望も変 化しているため当面は 緑化にとどめ施設整備 は見直しが必要
⑧	管理棟横石碑	記念碑	計画どおり

② 地域おこし協力隊インターン制度を取り巻く状況について

地域おこし協力隊インターン制度を取り巻く状況について

1 地域おこし協力隊とは

① 地域おこし協力隊制度

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るために、担い手となる人材の確保を目的として2009年度（平成21年度）にスタートした制度。

② 地域おこし協力隊インターン

協力隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見が全国的に多かったことから、2021年度（令和3年度）、地域おこし協力隊制度に「地域おこし協力隊インターン」が新たなメニューとして追加された。これを受け、2022年度（令和4年度）より厚真町においても「地域おこし協力隊インターン」の受け入れを開始。

2 地域おこし協力隊インターン制度創設の背景（取り巻く状況）

- ① 2019年度（令和元年度）の隊員数（全国）が約5,500人で、2009年度（平成21年度）の制度開始以来、初めて前年度を下回った。（国では2024年度（令和6年度）に8,000人の目標設定）
- ② 夏休みなどを利用した学生の参加を期待し、将来的な隊員増につなげる。（学生以外の社会人の参加も可）
- ③ 新型コロナウイルスの感染拡大で新たな価値観が芽生える中、「地方回帰」の流れを加速させる。

3 従来の「地域おこし協力隊」制度との比較

比較表

項目	地域おこし協力隊	地域おこし協力隊インターン
期間	・1年～3年	・2週間～3か月
移住要件	原則、都市地域から条件不利地域への移住が要件	移住要件なし
活動経費等	・480万円／年・1人 上限	・1.2万円／日・1人 上限
財政措置	特別交付税により全額措置	同左
活動内容	・地場産品の開発・販売等地域おこし支援 ・農林水産業への従事 ・住民の生活支援 等	地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事

項目	地域おこし協力隊	地域おこし協力隊インターン
厚真町の 協力隊タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業支援員 ・ 起業型（ローカルベンチャー） ・ 協働型（R3 までは企業研修型） ・ 教育魅力化支援員 ・ スポーツ振興支援員（R4 より） ・ （仮）漁業支援員（R4 より） 	/

4 厚真町地域おこし協力隊インターンの制度の主な概要

1) 設置の目的

人口減少、高齢化等の進行が進む本町において、町外の人材を積極的に誘致し、本町の進める施策や地域おこしの担い手の確保による地域力の維持及び強化を図るため地域おこし協力隊の受け入れを行っている。

協力隊インターンについては、地域おこし協力隊就任までのひとつのステップとして、「地域の状況把握」や「自身の目標設定」を明確にし、地域とのミスマッチを極力少なくすることを主な目的とする。

2) 活動内容

- ① 産業振興に関する活動
- ② 地域の魅力向上に関する活動
- ③ 住民の生活支援に関する活動
- ④ 上記の目的を達成するために必要な活動

3) 隊員の要件（すべての要件を満たすこと）

- ① 三大都市圏をはじめとする都市地域等に拠点がある者
- ② 本町の地域の魅力向上に高い関心を持っていると認められる者
- ③ 本町の産業振興に高い関心を持っていると認められる者
- ④ 心身が健康である者
- ⑤ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- ⑥ 暴力団員でない者

* 詳細については、別紙設置要綱を参照

別紙

厚真町インターン型地域おこし協力隊設置要綱

(目的及び設置)

第1条 人口減少、高齢化等の進行が著しい本町において、町外の人材を積極的に誘致し、本町の進める施策や地域おこしの担い手の確保による地域力の維持及び強化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、厚真町インターン型地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 産業振興に関する活動
- (2) 地域の魅力向上に関する活動
- (3) 住民の生活支援に関する活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動

(協力隊員の委嘱)

第3条 協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）をはじめとする都市地域等のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域以外の地域並びに政令指定都市に生活の拠点を置く住民。ただし、「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）又は語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、3大都市圏外のすべての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移した者を含むものとする。
- (2) 地域の魅力向上に高い関心を持っていると認められる者
- (3) 産業振興に高い関心を持っていると認められる者
- (4) 心身が健康である者
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員でない者

(委嘱期間)

第4条 協力隊員の委嘱期間は、2週間以上3ヶ月以下とする。

2 前項の委嘱期間が終了した後、町長が必要であると認めるときは、3ヶ月を超えない範囲で委嘱期間を延長できるものとする。

(協力隊員の地位等)

第5条 協力隊員は、町長の委嘱を受けるものとする。ただし、協力隊員と本町との雇用契約は存在しないものとする。

2 協力隊員は、本町の産業振興及び地域力向上のため町内事業所等で就業できるものとする。

3 協力隊員は、町長の指示及び指導に従わなければならない。

(活動報告)

第6条 協力隊員は、町長が別に定めた方法により、地域活動の実績を町長に報告しなければならない。

(活動経費)

第7条 町長は、協力隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支出するものとする。

(解嘱)

第8条 町長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

(1) 疾病等のため、協力隊活動の遂行が困難であると認められるとき。

(2) 協力隊活動の内容が不適切であると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協力隊員としてふさわしくない行為があったとき。

(協力隊員の守秘義務)

第9条 協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

3 主な質疑・意見

① 幌内環境整備事業の今後について

- ・震災前に建物を建てる計画もあったような気がするが、そういう計画はないということによろしいか。
- ・ダムが建設されると、ダムの近くに資料館といった施設が作られるが、今回はそのような施設はないということによろしいか。
- ・厚真ダムの広場について、従前のキャンプ等のそういうかたちは考えられないのか、どういうふうにするのか。
- ・環境整備事業の中で、一番先に計画していたことと今説明された部分のどこが変わったのか。
 - ・ダム湖眺望広場の公衆トイレの整備は、どのようになっているのか。
 - ・当初の計画はどのような調査をして、計画・事業を進めようとしたのか。その後、できなくなったからと変更しているが、利用状況の調査等はどのようにしたのか。
 - ・今回の計画の中でトイレは設置されるのか。
 - ・幌内マナビィ前広場にトイレを設置するとあるが、それより上流には設置されないということか。
 - ・整備変更の説明を受けたが、当初計画と変更する部分の一覧になっている資料をいただきたいのと、変更計画が作成されるのはいつ頃なのか、その説明はされるのかどうか。
 - ・キャンプ場の関係で、テントを張ってキャンプをするというような条件等があるのか、管理人は置くことになるのか。
 - ・キャンピングカーは、中に入っているのか。
 - ・計画を立てているのだから、図面を書いたら最終的に中身もきちんと計画されるのが当然だと思うがどうなのか。
 - ・令和5年度から先行して植樹等を進めるということになっているが、スケジュールの提案、全体の完成目標等の提案というものはあるのか。
 - ・オートキャンプ場に関して、まだ検討段階という説明だが、図面上にオートキャンプとあるので、計画としてあったのかと思うがどうなのか。
 - ・幌内マナビィ前広場にパークゴルフ場9ホールを整備するということであるが、活性化委員会が出た案だと思うが、幌内地区の方々は合意しているのか。
 - ・幌内マナビィで葬式等、冠婚葬祭があった場合、グラウンドだったところを臨時駐車場にしたことがあるが、車を置く場所がないという意見は出なかったのか。
 - ・冠婚葬祭があった場合に、駐車場スペースが少ないとか不便にならないように再度確認してほしい。

② 地域おこし協力隊インターン制度を取り巻く状況について

- ・インターン制度の中で、どういうふうに2週間から3か月以内と期間を設定するのか、生活と活動・仕事も含めて、誰でも来て1か月いたら勝手に辞めていくという話にはならないと思うので説明いただきたい。
- ・内容について、少し具体的な事例をあげて説明いただきたい。
- ・農業であれば何の作物を作りたいとか、まちづくりの何かをやってみたいとか、インターンに要望を聞いて体験してもらおうということになるのか。
- ・インターン制度を短期間で体験して、現状・生活が違う、農業に関しても内容が違うといういろいろな問題が出てくると思うが、不安解消のためにどのように説明していくのか。
- ・協力隊員が町内事業所で就業する場合、働いてくれると必ず報酬を出すか、その場合は活動経費と二重にならないのか。
- ・就業した場合、会社側としてはアルバイトという扱いになるのか、期間的に雇用計画は難しいと思うがどうなのか。
- ・今の協力隊と同じように賃金に関して、町として12,000円支給するけれども、会社としては12,000円以上支給してもよいということでもいいのか。
- ・協力隊の場合、活動経費に賃金も含まれるが、インターンの場合は活動経費の中に賃金は含まないということなのか。
- ・協力隊の活動経費の中に、報償費も含まれているのか。
- ・地域おこし協力隊に支払う480万円についても、同じような説明でよろしいか。
- ・就業者する場所で、必ずインターンの方に報酬を払わないといけないということなのか。
- ・お試し協力隊制度のイメージで説明を受けていたが、インターン制度で厚真町に来ていただいて、協力隊の6つのパターンの中から、どれかということではなく最初からしっかりしたターゲットがなければ、受け入れられないと説明を受けたような気がするが、そういう解釈でよろしいか。
- ・ボランティアのような場合、厚真町のアルバイト、もしくは臨時職員というような身分の位置づけになるのか。
- ・インターンに対して、町側から職務命令とかそういうこともなく、あくまで自主的な活動ということになるのか。町の管理下にあるのであれば町のほうに保険加入の義務が生じると思うがどうなのか。
- ・3か月どこに行くかわからない方に雇い主が支払うというのはおかしいので、経費の12,000円の中で保険料を払っていくのか、けがをした時は誰が責任を持つのか。
- ・何をやってもいいという入口のかたちで来た時のイメージができない、町はマッ

チングと諸経費を支払うということだけでは、協力隊本体に持っていくということにはなりづらいのではないのか。

- ・インターンは派遣のキャストのようなアルバイトで来て、町はマッチングだけして困るところも出てくるのではないかと、もう少し町が入って協力隊本体のような制度を作ったほうがいいのではないか。

- ・軽い気持ちで来て帰すということでは、本町としては必要ないと思うので、インターン制度でミスマッチしないように、協力隊本体のほうに繋げていけるよう明確に、きちんとリンクしていくかたちを作ってほしい。

- ・事業所で働いていて、けがをした場合は労災保険の制度があるが、ボランティア活動等をやっていただくと町が提案し、その報酬に準じるようなものを町が支給しているような時、町側にその責任が発生しないかどうか。

- ・保険をかけているか、かかっているかという判断ではなく、何かが起きた時は労働基準監督署が判断するので、労働基準監督署がどう判断するかという視点に立たなければいけないが、その調査はされているのか。

報告第7号

委員会調査報告について

北海道胆振東部地震復興特別委員長、新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長から、別紙のとおり委員会調査報告があったので提出する。

令和4年6月16日提出

厚真町議会議長 渡部 孝樹